

食品安全委員会の7月の運営について

1. 食品安全委員会の開催

第389回 7月7日（木）

- (1) 食品健康影響評価の要請
 ・以下の案件についてリスク管理機関から説明

遺伝子組換え食品等 （1品目）	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）に基づく組換えDNA技術によって得られた生物を含む飼料について安全性の確保が支障がないものとして基準を定めることについて
--------------------	--

・「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）に基づく組換えDNA技術によって得られた生物を含む飼料について安全性の確保に支障がないものとして基準を定めること」については、基準の対象となる農作物として想定されているのはパピイヤリングスポットウイルス抵抗性パピイヤ55-1系統であり、パピイヤ55-1系統にこの基準を適用する場合に限り、食品健康影響評価を行う必要のない場合として、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当するものとされ、事務局において手続を行うこととなった

- (2) 各専門調査会における審議結果についての報告
 ・肥料・飼料等専門調査会から報告された以下の案件について国民からの意見・情報の募集に着手することを決定

肥料・飼料等（3品目）	熔成汚泥灰けい酸りん肥、熔成けい酸りん肥、化成肥料
-------------	---------------------------

- (3) 食品健康影響評価
 ・以下の案件について検討し、食品健康影響評価の結果をリスク管理機関に通知

農薬（2品目）	メタラキシル及びメフェノキサム、ピリダリル
---------	-----------------------

- (4) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成23年4、5月分）について
 ・事務局から報告
- (5) 食品安全モニターからの報告（平成23年3月、4月分）について
 ・事務局から報告
- (6) 食品安全委員会の6月の運営について
 ・事務局から報告

第390回 7月14日（木）

- (1) 食品健康影響評価の要請
 ・以下の案件についてリスク管理機関から説明

微生物・ウイルス (1品目)	生食用食肉(牛肉)に係る規格基準の設定
遺伝子組換え食品等 (2品目)	コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシEvent5307系統、ステア リドン酸産生ダイズMON87769系統

(2) 各専門調査会における審議結果についての報告

- ・ 添加物専門調査会から報告された以下の案件について国民からの意見・情報の募集に着手することを決定

添加物(1品目)	サッカリンカルシウム
----------	------------

(3) 食品健康影響評価

- ・ 以下の案件について検討し、食品健康影響評価の結果をリスク管理機関に通知

農薬(2品目)	アルジカルブ、アルドキシカルブ
---------	-----------------

第391回 7月21日(木)

(1) 平成22年食中毒発生状況の概要について

- ・ 厚生労働省から報告

(2) 食品健康影響評価

- ・ 以下の案件について検討し、食品健康影響評価の結果をリスク管理機関に通知

農薬(3品目)	シアゾファミド、シエノピラフェン、シフルフェナミド
遺伝子組換え食品等 (2品目)	乾燥耐性トウモロコシMON87460系統とチョウ目害虫抵抗性トウモ ロコシMON89034系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシNK603 系統からなる組合せのすべての掛け合わせ品種(既に安全性評価 が終了した1品種を除く)、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホ シネート耐性トウモロコシ1507系統とコウチュウ目害虫抵抗性ト ウモロコシMIR604系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシNK 603系統からなる組合せのすべての掛け合わせ品種(既に安全性評 価が終了した2品種を除く)

(3) 遺伝子組換え植物の掛け合わせ品種の取扱いについて(案)

- ・ 専門調査会の検討結果を踏まえた案を事務局から説明し、案のとおり決定された

(4) 前回の食品安全委員会において、厚生労働省から提出のあった「生食用食肉(牛肉)に係る規格基準の設定について」の参考資料1に関し、誤った資料が提出されたこと、HPには正しい資料を掲載すること等を事務局から説明

第392回 7月26日(火)

(1) 放射性物質の食品健康影響評価

- ・ 放射性物質の食品健康影響評価に関するワーキンググループの結果について座長及び事

務局から説明

- ・ 3月29日の緊急とりまとめと今回のワーキンググループの評価書（案）との関係については、矛盾するものではないとされ、今後リスクコミュニケーションを通じて丁寧に説明していくこととなった
- ・ 修文の取扱い及び修文を踏まえた国民からの意見・情報の募集の開始時期は委員長に一任され、今後、30日間の意見・情報の募集手続きに入ることが了承された

第393回 7月28日（木）

- (1) 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）
 - ・ 「食品衛生法（昭和22年法律第233号）第18条第1項の規定に基づき、食品添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定められた器具・容器包装に係る規格基準に関し、試験法の一部を改正すること」は、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当することが確認された
- (2) 各専門調査会における審議結果についての報告
 - ・ 遺伝子組換え食品等専門調査会から報告された以下の案件について国民からの意見・情報の募集に着手することを決定

遺伝子組換え食品等 （1品目）	GLU-No. 4株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウム
--------------------	-----------------------------------

(3) 食品健康影響評価

- ・ 以下の案件について検討し、食品健康影響評価の結果をリスク管理機関に通知

遺伝子組換え食品等 （1品目）	乾燥耐性トウモロコシMON87460系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON89034系統と除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMON88017系統からなる組合せのすべての掛け合わせ品種（既に安全性評価が終了した1品種を除く）
--------------------	--

2. 専門調査会の運営

(1) 添加物専門調査会

第97回 7月26日（火）

- ・ 「カルミン」について調査審議し、継続審議となった

(2) 農薬専門調査会

第9回 農薬専門調査会評価第四部会 7月5日（火）※非公開

- ・ 「フルバリネート」について調査審議し、評価書（案）を一部修正の上、農薬専門調査会幹事会に報告することとなった。ただし、確認事項に対する回答について評価部会で確認することとなった

第8回 農薬専門調査会評価第三部会 7月6日（水）※非公開

- ・ 「メタゾスルフロン」について調査審議し、評価書（案）を一部修正の上、農薬専門調査会幹事会に報告することとなった。ただし、確認事項に対する回答について評価部会で確認することとなった

第74回 農薬専門調査会幹事会 7月20日（水）

- ・「フェントエート」について調査審議し、評価書（案）を一部修正することとされた。なお、食品健康影響評価における一部の箇所について、過去の評価書の記載ぶりを事務局において確認し、それと合わせることとなった。現在の案文のままとされるのであれば食品安全委員会に報告するが、修正が必要であれば修正案について農薬専門調査会で再度審議することとなった
- ・「テブフェンピラド」について事前の検討の結果、評価第三部会において調査審議することとなった
- ・「フェンピロキシメート」について事前の検討の結果、評価第二部会において調査審議することとなった
- ・「ホサロン」について事前の検討の結果、評価第一部会において調査審議することとなった
- ・「アラクロール」について検討した結果、御意見に対する回答案が了承され、食品安全委員会に報告することとなった

第9回 農薬専門調査会評価第二部会 7月25日（月）※非公開

- ・「フェンピロキシメート」について調査審議し、継続審議となった

（3）微生物・ウイルス専門調査会

第23回 7月6日（水）

- ・平成23年度食品安全確保総合調査「腸管出血性大腸菌の食品健康影響調査について」のうち、生食用食肉の微生物に関する調査について、調査を実施した財団法人日本食品分析センターより報告がなされ、質疑応答が行われた
- ・牛のと畜、解体、部分肉加工、牛精肉加工の各工程の概要について、社団法人全国食肉学校の専門家より説明がなされ、質疑応答が行われた
- ・腸管出血性大腸菌による食中毒について、平成23年6月28日に開催された厚生労働省薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食中毒・乳肉水産食品合同部会の資料等をもとに、発生状況、現在の対応状況等について事務局より説明がなされた
- ・厚生労働省の生食用食肉にかかる規格基準の施行が10月1日とされており、生食用食肉に係る評価を行う期間が限られていることから、円滑に評価を行うため、腸管出血性大腸菌及びサルモネラ属菌のリスクプロファイルを作成した専門委員を中心に作業を進めることが合意された

第24回 7月19日（火）

- ・厚生労働省からの諮問事項（生食用食肉（牛肉）に係る規格基準を設定すること）について事務局より説明を行い、審議が進められた。厚生労働省から諮問に際して示された基準案の内容について指摘（採取する検体数が明記されていないこと等）があり、事務局から厚生労働省に確認を行うこととなった
- ・国際的な食品の微生物リスク評価と微生物規格について、委員から説明がなされ、質疑応答が行われた
- ・評価書（案）の起草作業の責任者である委員より起草委員の紹介がなされた後、生食用食肉（牛肉）に係る食品健康影響評価の基本的考え方（案）及び取りまとめ骨子（案）について説明がなされ、おおむね了解された
- ・今後は、起草作業の委員を中心に、とりまとめに向けた作業を行うこととなった

（4）肥料・飼料等専門調査会

第47回 7月12日（火）

- ・「リンコマイシン」について調査審議し、継続審議となった

（5）遺伝子組換え食品等専門調査会

第93回 7月27日（水）※非公開

- ・「BR151 (pUAQ2)株を利用して生産された6- α -グルカノトランスファーゼ」について調査審議し、継続審議となった
- ・「コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシEvent5307系統 (食品・飼料)」について調査審議し、継続審議となった
- ・「ステアリドン酸産生ダイズMON87769系統 (食品・飼料)」について調査審議し、時間の関係上、改めて審議することとなった
- ・遺伝子組換え植物の掛け合わせ品種の取扱いについて (平成22年7月21日食品安全委員会決定) 等について、事務局から報告を行った

(6) 新開発食品専門調査会

第78回 7月22日 (金) ※非公開

- ・「大人ダカラ」について調査審議し、継続審議となった
- ・「サラシア100」について調査審議し、継続審議となった

(7) 放射性物質の食品健康影響評価に関するワーキンググループ

第7回 7月13日 (木)

- ・放射性物質の食品健康影響評価における、ウランに関する知見のとりまとめ (案) について議論された結果、主に、金属としての毒性から得られる耐容一日摂取量 (TDI) を評価結果とすることとし、ラットの毒性試験結果のLOAELから、不確実係数100を適用してTDIを $0.6 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日とされた。
- ・核種ごとのとりまとめの方針として、座長メモのとおり、ストロンチウム、ウラン以外の α 核種 (プルトニウム、アメリシウム及びキュリウム) はできる限りの知見の整理を行うが、健康影響評価は示せないことが合意された。
- ・低線量に関する検討については、ヒトにおける知見を優先すること、累積線量で評価結果をまとめること、胎児・小児への影響については成人の健康評価に関する文献等を精査した上で検討することが合意された。
- ・低線量域の生体影響の取扱い、閾値のない直線仮説の取扱い等については、評価における必要性も含めて議論され、更に関係論文を精査し、次回に審議することとなった

第8回 7月21日 (木)

- ・放射性物質の食品健康影響評価について、ウランに関する食品健康影響評価 (たたき台) について議論された結果、ラットの毒性試験結果のLOAELから、不確実係数300を適用して、耐容一日摂取量 (TDI) を $0.2 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日とされた
- ・食品健康影響評価 (たたき台) に関する議論が行われ、累積線量で評価結果をまとめる方向となった
- ・放射線被ばくによる悪影響が見いだされているのは、累積線量でおおよそ 100mSv 以上と判断されたこと、 100mSv 未満の健康影響については不明としか言えないこと、及び小児、胎児に関する影響に関しては何らかの形で言及する必要があること等が座長より提案されたが、議論が行われ、次回も継続して議論することとなった
- ・食品健康影響評価 (たたき台) に加筆修正すべき点や追加すべき文献がある場合は、7月22日 (金) までに事務局に送ることとなった

第9回 7月26日 (火)

- ・放射性物質の食品健康影響評価に関し、評価書 (案) について議論が行われ、個別核種に関する検討については、放射性ヨウ素、放射性セシウム、プルトニウム、アメリシウム、キュリウム及びストロンチウムについては、個別に評価結果を示すに足る情報は得られなかった
- ・ウランについては、ラットの毒性試験結果のLOAELから $0.06\text{mg}/\text{kg}$ 体重/日、不確実係数300を適用して、耐容一日摂取量 (TDI) を $0.2 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日とされた
- ・低線量の放射線による健康影響については、放射線による健康影響が見だされているの

は、通常の一般生活において受ける放射線量を除いた生涯の累積の実効線量として、おおよそ100mSv以上と判断し、100mSv未満の健康影響について言及することは現在得られている知見からは困難であるとされた。小児については、より影響を受けやすい可能性（甲状腺がんや白血病）があると考えられるとされた

- ・評価書（案）の文言の修正については、座長一任とされ、食品安全委員会に報告することとされた

3. 意見交換会の開催等

(1) 講師等派遣

- ・地方公共団体企画や各種団体企画の講演会等へ委員が講師として参加した

月 日	講演会名	対応委員
7月1日	東京大学医学部附属病院 リスクマネジメント研修	熊谷委員長代理
7月3日	J A魚沼みなみ 食の学習会	畑江委員
7月15日	鹿児島県 食の安心・安全シンポジウム	野村委員
7月26日	山形県 食の安全フォーラム	畑江委員